

幕藩体制下のキリシタン禁教政策

— 熊本藩を中心に —

島 由季
安高啓明

はじめに

一六世紀に南蛮文化とともに伝わったキリスト教は、日本に物・心両面で様々な影響を与えた。しかし、豊臣秀吉、そしてその後樹立する江戸幕府によって、布教はもとより信仰さえも禁止されることとなる。江戸幕府の禁教政策は、キリスト教の信仰禁止を前提として、キリシタンを仏教徒に改宗させることはもとより、元来、キリシタンだった者やその家族などを監視する体制をしいていた。

特に禁教や弾圧が厳しくなったのは、寛永一五（一六三八）年に終結した島原・天草一揆からである。一揆以前の禁教政策は、各地域にいるキリシタンの状況に合わせ、領主に委任した対応がとられていた。しかし、一揆後は幕府に原理原則が示され、統一的な禁教政策が展開されるようになる。例えば、各領民がキリシタンではないことを証明する宗門改や、キリシタンの親族を把握・監視する類族改などがある。さらには、幕領、各藩に宗門役が設置されるようになり、監視体制が一層強化される。熊本藩ではそれに倣いながら、独自の政策を実施し、厳しい対応が取られるようになっていった。

宗門改に関しては、禁教史や幕政研究などにおいてさかんに行われている。これらは幕府によつ

て制度が確立されて以降の検討が多くみられるのが特徴である。

寛永期の宗門改は、島原天草一揆を契機として、キリシタンの摘発を目的に行われた³。民衆を対象に、幕府による統一的なキリシタン対策が提示されるのは主に寛永期からである。この時期に強化されたキリシタン禁制は、全国、そして身分階層を問わず実施される制度として完成され、幕藩制下の民衆に重要な歴史的意味を与えたと指摘されている³。さらに、江戸の宗門奉行と各藩の宗門奉行との繋がりを基軸として幕藩体制下に統轄するため、キリシタン露頭を「演出」したとの研究もなされている⁴。

最近の研究では、当初、キリスト教信仰禁止が目的であった宗門改制度が、次第に思想統制、戸籍管理による身分統制のための戸口調査になっていったとの指摘をみる。類族改制度化により転宗者と子孫を監視し、キリシタン禁制を口実とした民衆の思想統制を行い、領民を家別・人別に掌握して管理する戸籍制度が確立したとする⁵。また、宗門改帳を人口学の視点から検討した研究もあり、宗門改制度成立後、宗門改は原則、毎年実施され、帳簿が作成されることから、人口史料としても価値が高いと評価されている。改帳に記載されている情報が現住人口か本籍人口かによってその価値・利用法が異なるが、村・町役人の手元控は出生・死亡などの変動を朱書、貼紙などとしており、人々の管理に活用されていたとしている⁶。

その一方で、キリシタンの親族(類族)を把握し、キリシタンにならないように監視する類族改は、詳細な研究が少ないものの、万治三(一六六〇)年の豊後崩れについては一定の成果があげられている。豊後崩れでの搜索では「召捕預書」や「宗門親類書」という文書が作成され、これが諸藩と長崎奉行との間でやりとりされた。「宗門親類書」とはキリシタン本人の転宗の有無に関係なく、子孫親類縁者を登録し監視するものである。「預書」は長崎から前年来の調べに基づいた人名表を各藩に送り、藩でその者共を召捕った報告書で、キリシタン当人を捕まえるのが目的であった⁷。

また、豊後国臼杵藩でも厳しい監視体制がしかれている。臼杵藩では、貞享四(一六八七)年、幕府が発布したキリシタン禁制覚から類族の監視がはじまった。改宗した「転びキリシタン本人」、改宗前の子「本人同然」に加え、改宗した後の子をはじめとする親族を「類族」として把握した。直接的には庄屋がキリシタンや類族の把握・管理を行っていたことが明らかにされている⁸。さらに、貞享四(一六八七)年に全国布達された類族改制度において、キリシタン本人の転宗と子孫の性別の関

係から何代まで類族として監視されたのかについても明らかにされている。

以上のように、多面的な先行研究があるなかで、宗門改の制度が全国的に確立する過程を検討したものは少ないということが問題点として挙げられる。島原天草一揆、その戦後処理を契機として、禁教政策は厳しく、徹底的に行われるようになったが、寛文年間の制度確立にいたるまでの過渡期を検討することは、幕府のキリシタン政策立案を理解するうえで重要である。本論文では、キリシタン政策が確立する過程を明らかにするとともに、確立直後の実施状況について、島原天草一揆とその戦後処理に関与し、幕府の禁教政策にも影響を与えた熊本藩などを対象に検討していきたい。

1 宗門改制確立以前のキリシタン取り締まり

宗門改は、キリシタンを取り締まる政策として、各藩で独自に行っていた。その方法や把握内容に統一性はなく、各藩の状況に合わせて随時実施された。幕府はキリシタン対策の方針を示すもの統一的な対策が実施されなかったことについては、存在するキリシタンの数やその教化の深さなど地域によってばらつきがあるため統一しなくてもできなかったという指摘がなされている¹⁰⁾。

宗門改制度が確立されるまでのキリシタン取り締まりについて、島原天草一揆以前の状況を示す史料として、天草高浜村の「高浜村御門徒人数付之帳控」(上田家蔵)がある¹¹⁾。高浜上田家が所有する転び証文の控であり、寛永一〇(一六三三)年六月二五日付で富岡城番代の三宅藤兵衛と川崎伊右衛門(詳細不明)に宛てられ、天草での取り締まりの実態を知ることができる。

【史料1】¹²⁾

きりしたんころひ申書物之事

私儀数年きりしたんにて御座候得共、先年御改ニ付きころひ申一向宗に罷成、書物仕差上申候、然処ニ今度赤崎村江はてれん参候を御とらへ被成候段、弥きりしたんの宗門御改ニ付而重而書物被仰付候、惣別きりしたん之宗旨魔法之教にて御座候、内證ニ而はてれん之ゆるし御座候共此書物取戻し不申てはきりしたんに立帰り申事不成教にて御座候間、縦如何様之義御座候共最

後迄も立帰り申す義御座有間敷候、我等妻子召遣候者迄も不残ころひ申きりしたんの宗旨一人も無御座候、若立帰申し候ハ、親子兄弟迄も火あぶりニ可被仰付候、為後日如此御座候以上

寛永拾年酉六月廿五日

庄屋

孫兵衛

同女房

息子長介

傳四郎事

同五郎

息女やや

角拾郎

下人万五郎

下女まつ

メ八人

(中略)

合百九拾人

右此帳面判形人数最前きりしたんの宗旨御法度ニ付、皆々ころひ申我等檀那にて御座候、然処ニ今度赤崎村之者はてれん隠し置候ニ付猶以きりしたん御改候、弥右方ころはせ申候一人もきりしたん無御座候、宗門之義ニ付少も不届者候者隠シ不置可申候、若自余之口より不届之様子相聞候ハ、我等可為越度候、仍而如件

寛永十年酉ノ

六月廿五日

栄念

御座本

権兵衛

三宅藤兵衛殿

川崎伊右衛門殿

本史料は、はじめに転びキリシタンの誓詞があり、次いでそれぞれの名前と合計数が記載され、最後に檀那寺の責任者であろう栄念、御座本の権兵衛による証文が書かれている。権兵衛の肩書である「御座本」については詳しくわかっていないが、寺院の頭取格と推察される。今回ここに名前のある合計一九〇名は、以前キリシタンであったが、先年の改めで転んで証文を作成しており、今は一向宗の檀那になった者である。本史料以前の証文や誓詞などは残っておらず、本史料は天草において一番古い転び証文であるとの指摘もなされている¹³。

前書には以下のような内容が記述されている。私は以前キリシタンであったが、先年(慶長一九一六―一九一七)の宗門改で転んで一向宗になり、証文を提出した。そのようなところに、この度赤崎村に伴天連が来たところを捕らえられたので、再度のキリシタン改めと証文の提出を命じられた。総じてキリシタンの宗旨は邪悪な教えである¹⁴。秘密裏に伴天連から転びの罪を許されたとしても、提出した御改の証文を取り戻さなければキリシタンに立ち帰ることはできないので、たとえどのようなことがあっても、死ぬまで立ち帰ることはない。私自身、妻子、召使いの者までも残らず転んでおり、キリシタンは一人もいない。もし立ち帰ったならば、親子兄弟までも火あぶりを命じられても仕方のないことである。

今回この証文が作成された経緯としては、天草赤崎村に伴天連が来たところを捕えたが、伴天連がいたということで再びキリシタンに立ち帰ってしまった者はいないかなど、重ねて確認されたものと考えられる。転びキリシタンたちは、「内證二而はてれん之ゆるし御座候共此書物取戻し不申てハきりしたんに立帰り申事不成教にて御座候間、縦如何様之義御座候共最後迄も立帰り申す義御座有間敷候」と述べており、以前の転び証文を取り戻さない限りキリシタンには戻る事ができないので、どんなことがあってもキリシタンには立ち帰らないと誓っている。さらに栄念・権兵衛が、ここに名前が記載されている者は皆檀家であり、キリシタンは一人もいないということを証明する内容の文言を書いている。

この証文からは、この時期どのようにしてキリシタンを転ばせていたかは分からないが、キリシ

タンでないことを証明するひとつの根拠として寺檀関係を結んだことは確実であり、あわせて転び証文の提出も重要であった。キリシタンを取り締まる政策としては、初期段階から檀家にさせていたことがわかる。

また、熊本藩においても、幕府の法令として宗門改が確立する以前から、独自に行っていたことが確認できる。「切支丹并異国船記録」(熊本大学寄託永青文庫蔵)¹⁵の中には、キリシタンを改めるなかで、転ばせる方法を記述した、寛永一一(一六三四)年の記録がある。宛所は「有左衛様 人々御中」となっており、差出は不明である。

【史料2】¹⁶

八月十七日之御報同十九日拝見仕候

(中略)

一きりしたん御座候へハをとし申候、其様子ハ、きりしたんのいやかり候などの事を書物二かかせ、其上にも不審二候へハ、ミゑいと申て天道の形を絵ニ書たるをふませ申候、それをふみ候へハ疑なくおち申たるにて御座候、右之通ニ御座候由ニ御座候、此外いか成替たるせんさく御座候ハ不存候とて、きりしたんの居申所などではて連も隠居申事不成由候間、なるほどきりしたんのせんさくを仕候而見計候、能せんさくの被成様も御座候ハ、御報ニ伝入存候事

(中略)

八月廿日

有左衛様

人々御中

転ばせる第一段階としては、キリシタンの嫌がることを書かせた書物(起請文)を作成することであった。それでも転宗したか疑わしいならば、御影(ミゑい)を踏ませていた(影踏)。「ミゑい」とは、天道の形を絵に描いたもので、キリシタンたちの信仰物である。影踏が第二段階として行われていることから、寛永初期の熊本藩では、まだ影踏は制度化されていなかった。この時期は、キリシタンに自ら転宗したことを記述させる起請文の作成が主な手段として用いられていたのである。

各地で行われていた初期のキリシタン政策は、幕府からの具体的な指示や指導をうけていたわけ

ではなかった。しかし、寛永二（一六三三）年頃から、長崎奉行と細川忠利は、キリシタン取り締まりに関する協議を行っており、その実績をもとに統一化を図っていたのである¹⁷。

一定程度、キリシタン取り締まりの方法は各領主に委ねられており、そこには、独自性が存在していたのである。結果として、全国的に統一されることとなったのは幕府の法令によるところであり、宗門改が成立した背景には、諸藩で行われていた多様なキリシタン政策があったといえよう。

2 島原天草一揆における戦後処理としての キリシタン取り締まり

寛永一四（一六三七）年一〇月、島原で立ち帰ったキリシタンが武装蜂起し、島原藩の代官林兵左衛門らを殺害したことを契機に島原天草一揆が始まる。一揆勢は藩の軍勢と交戦しながら島原城へ押し寄せ、城を包囲した。その二日後、天草においても立ち帰りキリシタンが蜂起する。唐津藩の富岡城代である三宅利重は軍勢を出して鎮圧を図るも、一揆勢におされて、戦死してしまう。しかし、一揆勢は城を攻め落とすことはできず、一月に幕府軍が派遣されると、一揆勢は島原半島へ渡り、原城に籠城する。

板倉重昌を総大将とする幕府軍は何度か攻撃をしかけるも攻略に至らず、寛永一五（一六三八）年正月一日に総攻撃を行うが失敗、板倉は戦死した。その後、板倉にかわって一揆鎮圧を任命された松平伊豆守信綱、戸田左門氏鉄が長崎に到着、幕府軍の指揮をとった。信綱らが作戦を兵糧攻めに切り替えると、逃亡者・降伏者が出始め、兵糧なども尽きたところに総攻撃を行った。この攻撃により一揆勢は鎮圧され、寛永一五年二月二十八日に一揆は終結した¹⁸。

益田四郎の首の確認が行われ、軍功調査が開始された。そして一揆勢の総大将、益田四郎の関係者の取り調べが行われ、一揆の指導者とされた益田四郎の親類たちは厳しく糾弾されている。次に掲げる史料は、寛永一五（一六三八）年四月に、一揆関係者の処遇について記載した熊本藩の覚書である。

【史料3】¹⁹

〔端裏書〕

「此奉書虫喰候二付、元禄五年五月裏打仕候、然共のりけ有之二付又、虫喰候へハ如何ニ付写候而本書ニ添置候也」

覚

肥後宇土郡多々村ノ者

弥右衛門 同女 娘 下女貳人

右は四郎親甚兵衛下人ニ而御座候、色々水をくれ候へ共きりしたんにても無御座、又一揆之おこりをも不存候由申候、死してハ如何ときつきうめい不仕候、御用無御座哉、如何可仕候哉

付札1

下ケ札1

肥後ノ宇土郡之内郡浦之者

九郎右衛門

女子共下人かけて十五人籠者申付置き候、九郎右衛門儀右ハ勿論きりしたんおちて居申候、今度之大矢野小左衛門参候時立やと仕候而きつきうめい仕候へハ、心(虫損)ハきりしたんのよし申候、右拾五人之女子下々迄きうめい仕候へ共少もきりしたんにて無之由申候、其上替儀も不申候、然共今一度つよくきうめい仕可申候、たといきりしたんにて無之候共小左衛門やとを仕其上九郎右衛門きりしたんの心中と申候へハ女子ハたすけられ申間敷と存候、九郎右衛門ハ御用無御座哉いか、

付札2

下ケ札2

口ノ津ノ者

八兵衛

右之もの去ル十一月七日ニ肥後之内南郷ニ而とらへせんさく仕候処ニきりしたんと申候而籠者申付、無御用ハ成敗可仕候事

付札3

下ケ札3

付札4

甚七 清蔵 喜四郎女²⁰

是ハたつねても替儀無御座候間たすけ申候、以上

四月十四日

細川越中守御判

松平伊豆守様

戸田左門様

付札1

此者せんさくの上越中殿御心次第二可被仰付候

下ケ札1

上之書付之内下女貳人之内壱人ハ四郎はゞニ而先度御せいはい、残りハ今度不残せいはい仕候

付札2

此者小左衛門宿を仕其上きりしたんの心有之由申候ハ、さいしともニせいはい、下人之儀ハせんさくの上越中殿御心次第

下ケ札2

九郎右衛門儀段々届不申旨女子不残あぶり、むこ并女子三人共ニせいはい仕候

付札3

此者早々せいはい

下ケ札3

是ハ則あぶり申候

付札4

此者せんさくの上越中殿御心次第

※「付札」「下ケ札」の名称は後述の藤田覚『近世史料論の世界』による²¹

本史料は、端裏書によると、寛永一五（一六三八）年四月一四日付の奉書であり、元禄五（一六九二）年五月に裏打ちされている。しかし、糊気があると再び虫喰いとなってしまうために、「写」が作成された。つまり、寛永一五年当時に作成されたものでなく、元禄五年の写本といえるが、付紙の位置まで正確に再現している。

本史料の形態について、藤田覚『近世史料論の世界』によれば、上付紙を「付札」、下付紙を「下ケ札」と称している。藤田氏は『大日本禁制史料 市中取締類集』から例を挙げ、付札は大名から幕府（下位の役職から上位の役職）への伺いに対する回答の際に使われており、上位の者の回答は下位の者が差し出した伺書に回答を記した付紙を貼付して行ったと述べている²²。

さらに下ケ札の機能は大別して二つあり、第一は本文の註・補足、第二は応答という意味の「挨拶」であるとしている。さらにその機能を詳しくみると、「ある役所から出された老中などへの伺書・願書に関して、老中は関係する役所や役職に意見の提出を求めることがしばしばあるが、それに対する応答である『評議書』としての機能」である²³。

以上をふまえて本史料を見ると、細川越中守忠利（熊本藩）が関係者の名前、糾明（拷問）して取り調べた内容を記載し、幕府側の松平伊豆守（老中）・戸田左門らに対してどのように処置すべきか、もしくはこのような処遇でよいかを尋ねている。「肥後宇土郡彥根村ノ者弥右衛門・同女・娘・下女貳人」の例をみると、四郎親甚兵衛の下人である弥右衛門らについて、拷問を行ったがキリシタンではなかった。そのうえ一揆が起こったことについても知らず、死んでしまっただけではないだろうと厳しい拷問を行っていない。これをふまえたうえで、どう処置すべきかとの伺いがなされている。

これに対しての返答が「付札1」に相当する。「此者せんさくの上越中殿御心次第二可被仰付候」とあり、さらに穿鑿を行ったうえで最終的な処置は細川越中守忠利に任せると伝えられた。この返答をうけたうえで最終的な処遇が「下ケ札1」である。これによれば、下女の一人は、四郎との関係から先達って処しており、残りの者たちも今回死罪にしたとある。

これに関連して、【史料3】が出される過程の文書が残っている。そこには、「肥後宇土郡彥根村之者 弥右衛門尉・同女・娘・下女二人」についての記述があり、【史料3】より前の（寛永一五年）三月一二日に、細川越中守忠利から松平伊豆守信綱・戸田左門氏鉄に宛てて出されているものである。

【史料4】²⁴

愈以使者申入候先度一ツ書被心得御意之内

付札

肥後宇土郡多々村之者

弥右衛門尉 同女 娘 下女貳人

右者、四郎親甚兵衛下人ニ而御座候、色々水ヲくれ候得共、きりしたんニ而も無御座、又一揆之おこりヲも不存候由申候、死候てハいか、ときつくきうめい不仕候、御用無御座候哉、如何可仕候哉

任御付札、只今又せんさく仕候然処ニ、下女貳人之内、壹人ハ四郎母之母ニ而候由申候間、一所ニ首御掛可被成候て、引せ進上申候、猶口上ニ可申上候、以上

三月十二日

細川越中

松平伊豆守殿

戸田左門殿

付札

此者穿鑿候上、越中殿心次第ニ可被仰付候

【史料4】は、弥右衛門らに対して穿鑿や拷問を行ったが、キリシタンでもなく、一揆が起こったことも知らないのどのようにすればよいかと伺うと、幕府より回答があった。これを受け、細川忠利が「御付札」に「任」せるといふかたちで、下女の一人である四郎祖母の首を掛けたと報告している。「任御付札……猶口上ニ可申上候、以上」という部分は、【史料3】において、残りの下女の処遇が加えられ、「下ケ札1」に記述されている。「下ケ札1」で、「上之書付之内下女貳人之内壹人ハ四郎はニ而先度御せいばい」とあるが、この「先度」というのは、【史料4】が出された段階でのことである。つまり、【史料4】が出されたあと、他のキリシタン被疑者についてもまとめられ、最終報

告書として【史料3】が出されたのである。

藤田氏の下ケ札にかんする見解では、ある役所から伺いが上げられた老中などが、その事柄についてさらに意見を求めた他の役所からの回答を付すとされている。しかし、それだけではなく、大名とのやり取りのなかで老中が回答したものに對してさらに回答を行う場合にも下ケ札位置に付紙を付していたということがわかる。

この史料は、はじめ熊本藩の一揆関係者の取り調べ記録とその対応を伺った覚であった。しかし、幕府とのやり取りをし、付札で処遇に関する回答を受取っていくなかで、幕府の命が書かれた「奉書」という扱いになったものと考えられる。そのため端裏書には「奉書」と記述がなされ、この時のキリシタン対応は幕府の指示通りであるという証拠として嚴重に管理されることとなった。そして、元禄五（二六九二年）にあらためて写が作成されているのは、島原天草一揆をめぐる処分を記録することで、後年に備えた先例として本史料を管理しようとしたものと考えられる。

熊本藩側は、本史料によると、キリシタンやその関係者でもなければ命を助けている。また、キリシタン本人であれば牢舎にしたうえで拷問、成敗を決定したうえで伺い、キリシタン関係者は入牢、拷問のうえで伺いを行っている。つまり、熊本藩の裁量を付して伺いか否かが対象者によって異なっていたのである。九郎右衛門に関する記述をみると、女子共と下人あわせて一五人を牢舎にしており、九郎右衛門はキリシタンではないが、この度、大矢野小左衛門が（九郎右衛門の元へ（郡浦へ）来た際に宿を提供したため、厳しく拷問を行ったところ、本心ではキリシタンであると白状した。

一五人の女子には全員拷問を行ったが、キリシタンではなく、不審な点も見受けられなかった。もう一度厳しく拷問を行い、たとえキリシタンでなくとも小左衛門に宿を提供し、そのうえ九郎右衛門がキリシタンであると申すならば女子は命を助けることができずとしている。それに対する幕府の返答は、キリシタン本人であると明白（本人が認める）ならば成敗、キリシタン関係者やその補助を行った場合でも、本人がキリシタンであると認めなければ穿鑿のうえ細川忠利の御心次第としている。つまり、穿鑿の念押しをしているものの、キリシタンであると明白でなければ、幕府から成敗（処罰）するようには命じられていないことがわかる。

熊本藩の最終的な決定は、弥右衛門に関してみると、下女の内一人は四郎の祖母であったため、

【史料4】の時点ですでに成敗となっており、残りの一人は今回成敗とする。そして、キリシタン本人であるならば妻子共にあぶり・成敗、キリシタン関係者もしくは手助けをした者は残らずあぶりにすると返答した。

熊本藩としてはキリシタン本人は勿論のこと、関係者や疑わしい者まで成敗するという判断を下している。幕府側としては穿鑿に念を入れるよう指示しているが、キリシタンなどの証拠が明確でなければ熊本藩側に任せるといふ返答を行っている。結果的に熊本藩では、キリシタンや一揆に関係なく、他にも不審な点がないと判断した者だけを助けている。一揆関係者への断罪は、幕府からの指示によるものであるが、それ以外のキリシタン容疑の確定作業は熊本藩に求められたのである。

さらに、【史料3】【史料4】によって、一揆直後のキリシタン処罰を決定する過程が示される。これら史料の宛先になっている松平伊豆守信綱と戸田左門氏鉄は、一揆の戦後処理の真最中であり長崎にいたと考えられる²⁵⁾。つまり、戦後処理は江戸ではなく、長崎において行われたのである。本史料に出てくる者たちはただのキリシタンではなく一揆に関係しているとの疑いのある者であったため、戦後処理を担当した松平伊豆守信綱らのもとに一揆関係者に関する情報と処遇に関する報告として伺いがたてられたのであろう²⁶⁾。

さらにこの史料に関連して、寛永一五(一六三八)年「穿鑿被 仰付囚人之事」(熊本大学寄託永青文庫蔵)という史料がある。これは、【史料3】に名前が記載されている「肥後ノ宇土郡之内郡浦之者九郎右衛門」の類族や下人に関する穿鑿史料で、熊本藩の乃美市郎左衛門・吉村勘右衛門が作成し、熊本藩知行方奉行の沖津作太夫が加判している。穿鑿対象となっているのは九郎右衛門兄・兄の婿・九郎右衛門下人・下人名子・名子女房・名子子供である。

【史料5】²⁷⁾

〔端裏書〕

宇土郡かうの浦之九郎右衛門一卷ニ付、籠者 乃美市郎兵衛
被仰付候者とも穿鑿仕、埒明申返 吉村勘右衛門
申上書物 沖津作太夫

穿鑿致 仰付囚人之事

此もの前後きりしたんニ罷成たる儀無御座候、且那熊本京町
真宗寺常永寺證文、并助左衛門儀前々方存候もの並木助左衛
門与之御鉄砲之小頭西村弥三左衛門、同弥兵衛皆川治下与之
小頭野口平右衛門、右三人連判之證文仕上候事

郡浦之九郎右衛門兄

助左衛門

此ものハ助左衛門むこにて御座候ニ付、被召籠候事

助左衛門むこ

沓貫半助

此ものハ生国求磨之ものにて御座候、癩疱を煩申ニ付養生之
ため普代之契約にて九郎右衛門所ニ奉公仕候、宗門天台にて
御座候儀紛無御座との証文郡浦之忠左衛門仕上候事

郡浦九郎右衛門下人

喜助

此もの生国ハ御国八代之ものにて御座候、幼少の時天草柳へ
参、彼地ニ居り申候内、少之間きりしたんにて罷居候へとも、
二拾五六年以前ニころひ申候、御国へ参候而度々の御改ニ且
那寺之証文取差上申由ニ候、此度段々吟味仕候へ共、宗旨ニ
不審成儀無御座候、且那郡浦之真宗寺専行寺、并佛掛之内膳
証文ニ、理右衛門せかれ三年前ニ果申ニ付、御はち米並び
に彼せかれ之ざる物之きれ上ケ申候、其上盆会・御しやうき・
親のめい日ニも理右衛門夫婦共ニかミこころさし仕候儀紛無
御座との証文書上ケ被申候事

右同人名子

理右衛門

理右衛門

女房

同むすめ

はつけさ

同子

かめ千代

右之者共穿鑿被仰付、度々糾明仕上致吟味候へとも、宗旨ニ付而少茂不審成儀無御座候、以上

寛永拾五年十二月十七日

乃美市郎兵衛(花押)⑩

吉村勘右衛門(花押)

右之御穿鑿紛無御座候間

加判仕候以上⑪

沖津作太夫(花押)⑫

本史料によると、基本的な穿鑿内容は、キリシタンであるか否か、檀那寺はどこか、また親族が亡くなった際に法要を行っているかなどである。さらに、檀那寺の証文や穿鑿対象者の知人の証文なども提出されている。「助左衛門むこ」沓貫半助¹³に関しては、キリシタン本人である九郎右衛門の兄である助左衛門の娘婿であるということである。厳しく穿鑿が行われているのが九郎右衛門名子理右衛門らであるが、理右衛門は幼少の時に天草へ行っており、その際少しいの間キリシタンになっている。しかし、二五年前に転んでおり、その後は檀那になりその都度の吟味でも不審なところはなかったことに加え、倅が亡くなった際の「御はち米」(法事などの際、寺院に供える米)や「盆会」など仏教的な行事を確かに行っていることからキリシタンの疑いはないということが認められている。しかし、九郎右衛門に親しい者達のなかで、理右衛門のみ妻や子供まで穿鑿を受けている。これは、理右衛門が穿鑿当時すでに転んでいても、一度はキリシタンであったということが理由であると考えられる。

九郎右衛門は、本人がキリシタンだと認めたことをうけて、親族や下人など近い関係者が穿鑿を受けている。のちに親族を監視対象とした類族改制度が整備されていくが、親族をきっかけとしてキリシタンが広まっていくという認識は、寛永一五年時点ですであつたということがわかる。また、【史料3】のように九郎右衛門ら一揆に直接関係しているとの疑いがあつた者たちの処遇は幕府への伺いが行われていたが、【史料5】ではそのような様子はみられなかった。そのため、この穿鑿は熊本藩の裁量で行っているものと考えられる。

一揆直後の戦後処理のキリシタン対応は、一揆に関係していると思われる者には、幕府と連絡を密に取り合いながら、時に熊本藩の意見を添えて幕府に伺問する形で進められた²⁸。熊本藩が独自裁量で下した処罰としては、疑わしい者には誅伐している。そして、「あぶり」や「せいばい」を使い

分けながら関係者を厳正に処分していた。

この頃のキリシタンでないという根拠としては、檀那になっていることや檀那寺の証文が提出されていることに加え、仏教徒として法会などの行事を行っているかということも含まれていた。表面的に檀那寺に所属しているか否かではなく、法会などの執り行いにより実態的にも非キリシタンの証明としたのである。

3 キリシタン禁制の全国的統一と 熊本藩のキリシタン取り締まり

島原天草一揆以降は、全国的に統一したキリシタン取り締まりを行うため、幕府からいくつかの法令が出された。

万治二(一六五九)年六月、評定所に一万石以上の藩の家来が呼び寄せられ、伊豆守からの通達が、北条安房守正房、御目付森川小左衛門列座にて、次のように伝えられた。

【史料6】²⁹⁾

一きりしたん宗門之儀、密々今以可有之間、家中の輩中間、小者に至迄、常々無油断、可被申付之、勿論奉公人出替之刻は請人に念を入、宗旨をあらため可相抱事、
 一百姓町人は五人組、旦那寺を弥相改之、不審なる宗旨於有之ハ、可被遂穿鑿事、
 一きりしたん御制禁之高札、明暦元年八月相立候、経年序、文言見えかね可申候、あたらしく書直可被立之事、
 以上

六月

キリシタン宗門について、一条目には家中の者全て油断なく宗旨を改めることや、奉公人の出入りがあつたら請人にキリシタンではないことを確認することとある。そして、二条目には百姓・町人は五人組のうえ、寺請で改を行い、不審な宗旨があれば穿鑿を行うように定められた。三条目

にはキリシタンを禁止する高札を掲示することが示されている。そして文字が見えにくくなっていったら新しく書き直すよう指示されており、再度徹底することが求められている。大名にこれらの内容が伝えられたことによって、宗門改が幕藩体制下で確定されることになった。

さらに、キリシタン禁制を徹底するために、寛文四（一六六四）年には、一万石以上の藩領に対し宗門改役を設置するようにとの指示が出される。

【史料7】³⁰

覚

一 耶蘇宗門御制禁たるといへとも、密々弘之族有之と相見候、いまた断絶無之条、向後は遂穿鑿候役人を定、常々無油断家中并領内改之、不審成もの無之様に可被申付け、若此上きりしたん宗門領内に在之を、従他所あらはるゝにおゐては、可為不念事、（中略）

以上、

十一月

これによれば、耶蘇宗門は禁制としているが、秘密裏にその宗旨を広めている者たちがおり、いまだキリシタンたちを断絶できていない。今後は、穿鑿を行う役人を設置し、常々油断なく家中、そして領内を改め、不審な者がないように指示する内容である。ここにある穿鑿を行う役人が「宗門改役」のことであり、キリシタン取り締まりの専従的な役人として置かれた。

さらに、幕領に対しては、寛文一一（一六七二）年、宗旨人別帳を作成する令が出されている。

【史料8】³¹

一 一季居出替之時節たるの間、宗門之儀入念改之、耶蘇宗門にて無之旨、請人を立、可被相抱事、

一 耶蘇宗門今以密々有之て、所々より捕来之間、不審成者不有之様ニ、面々領内をも無油断入念可被申付事、

一 領中被相改之、不審成者不差置候、若耶蘇宗門隠置、他所よりあらはるゝにおゐては、庄屋、五人組可為曲事旨手形被取置之、毎年改之旨趣具ニ被書注之、保田若狭守、青木遠江守え可被相渡之、此外頭々支配人有之面々ハ、改之書付頭々支配方迄可差上之、いつれも相違無之旨注一紙、是又毎年若狭守、遠江守え可被渡之事、

付、耶蘇宗門、御制禁之高札、曆年序、文字見えかぬるにおゐてハ、新敷可被立替事、
以上

二月

人が入れ替わる時には、請人をたてて耶蘇宗門ではないことを改めたうえで雇うこと。そして、耶蘇宗門者がいまだに密かに存在しており、各所で捕らえているので、不審な者がいないように各々領内を入念に改めること。さらに、領内を改め、不審な者を置かないこと、耶蘇宗門を隠し置いて、他所からその存在が明らかになった場合は、庄屋と五人組の失態である旨の手形を取り、毎年改の詳細を書き、保田若狭守宗雪・青木遠江守義継へ渡すこと³²。この他、五人組に属さず、「頭々」の支配下にいる者はその支配方へ改証文を提出するようにとある。

以上の法令によって、寛文期より毎年の宗門改制度が実施されるようになった。幕領・藩領双方で、キリシタンがいまだ密かに存在していることを理由として、入念に宗門改を行うように指示している。寛文四（一六六四）年の令では、宗門改を行っているにも関わらずキリシタンがいることが他所から発覚した場合には越度にする³³とある。しかし、寛文二一（一六七二）年の令では、キリシタンがいることが他所から発覚した場合、庄屋・五人組の失態であるとしている。そのうえで手形などを提出させることを定めている。

万治二（一六五九）年、諸大名に対し五人組制の実施、寺請による宗門改が定められた。これについて村井氏は「寺請・檀家制度は、キリシタン改の重要な支柱として、キリシタンであるなしにかかわらず、適用されるようになった」と述べ、幕府のキリシタン対策にとって、寺請による宗門改制度は非常に重要なものであったとしている³⁴。

これまでの研究では、全国的な宗門改制度成立はこれら幕府法の制定によるものであるとされている。しかし、大橋氏は、この意見に対して一揆以前から諸藩で宗門改が行われているため、法令や幕領にならった結果、全国宗門改制が成立したという通説を批判している³⁵。島原天草一揆後、キリシタンの厳格な取締が必要となったが、その際戦後処理を担っていた井上筑後守のもとには全国キリシタンの情報が集まることとなった。井上はその情報をもとに諸藩へ対策を命じたが、キリシタンが潜伏可能かどうかは領主の取り締まり具合によるといった圧力をかけていた³⁶。そのため、各藩領主は一揆以前、もしくはその直後からそれぞれ領内の状況にあわせたキリシタン対策を

続けなければならなかったのである。

以上のように、寛文一一（一六七二）年には、幕藩双方で宗門改制度が確立するが、熊本藩の宗門改の実態については、寛永末期から寛文期までの約二五年間家老を勤めた沢村宇右衛門の関連文書「沢村文書」によって知ることができる。

沢村家は初代の大学をはじめ、代々、熊本藩の要職を務めてきた。宇右衛門は沢村家二代目で、細川忠利が部屋住みの頃、一七・八歳で御児小姓となった。寛永一七（一六四〇）年、忠利は島原天草一揆の戦後処理と熊本藩の支配体制を固めるため家老を拡充するが、この時沢村宇右衛門は「若年寄」（国家老）となり国内業務にあたった。寛永一八（一六四一）年に忠利が死去、慶安二（一六四九）年に光尚が死去すると、当時八歳だった綱利に代わり家老衆が表向き政治を取り仕切った³⁶。

このように沢村宇右衛門は熊本藩政に深く関わっていたこともあり、その文書群にも行政文書や家老などからの書簡が多く含まれている。これらからは、寛永期から寛文期までの第一期の熊本藩政の確立過程を知ることができる³⁷。

次に挙げる史料は、万治三（一六六〇）年頃に、鶴崎の転びキリシタンが長崎で穿鑿され、その後、身柄の引き渡しがなされた時のものである。これは、豊後崩れに発展する契機となったものであり、寛文年間には多くのキリシタンたちが検挙されるに至っている³⁸。

【史料9】³⁹

首藤次郎左衛門尉差越候間、一筆啓令啓入候、然者年内申入候段長崎被成御返シ候九人之者共之内、七人之申分相違仕ニ付而、則鶴崎方当地へ召寄せ穿鑿仕処ニ、きりしたん宗門之由於長崎白状仕候、其上類門致訴人宗門をころひ命を御助被成候ハ、重而きりしたん宗門之者於御座候ハ、即刻可申上之通於長崎申上候由申候、其段爰許にて有躰ニ申上候ハ、御法度稠敷御座候間宗門ニ一度罷成候段被聞召、何とそ曲事ニ被仰付にても可有御座哉と存、偽を申候通申此上ハ長崎ニ而如申上候、弥宗門をころひ重而宗門之者於御座候者訴人可仕旨申候、就夫右之通書物申付、旧冬長崎へ竹内七郎右衛門尉・道家次右衛門尉を差上、妻木彦右衛門様へ拙者共方申上候ハ、七人之者之儀重而穿鑿仕候處ニ其元方被仰下候通ニ相違無御座候、則書物共唯今差上申候、彼者共之儀偽を申不届仕合ニ存候、然上ハ誅伐申付度儀ニ存候得共、一旦従 公儀被成御助者之儀候之間、下ニ而も難申付奉存得御内意候之由申上候処ニ、七郎右衛門尉・次右

衛門尉去ル二日ニ長崎^ノ被罷帰候、彦右衛門尉様^ノ右兩人へ御口上ニ而被仰越候者、彼者共之儀尤偽を申不届儀ニ御座候得共、類門訴人仕宗門をころひ已来者彼宗門於有之者可申上旨申候ニ付、従公儀御助被成者共之儀候間下にて誅伐難申付け之由尤ニ被答、弥命を助如前々之本所へ遣置心を付召置可申之旨被仰下候条、則其通ニ申付候、此段委細首藤次郎左衛門口上ニ申含、右之者共仕出書物之写を唯今次郎左衛門尉持参被申候、次郎左衛門尉儀旧冬差上申答ニ候へとも此儀落着之様子長崎^ノ被仰下次第二次郎左衛門口上ニ可申上と存、唯今差越言上任申候間如此御座候、当地様相替儀無之候、猶得後音御座候、恐惶謹言

有吉頼母佐

正月六日

(花押)

長岡監物

(花押)

長岡式部輔

(花押)

長岡佐渡守

(花押)

沢村宇右衛門尉様人々御中

この史料は有吉頼母佐英貴以下三名の熊本藩家老衆から、当時綱利とともに江戸にいた沢村宇右衛門に宛てた書簡である⁴⁰。年号の記載はないが、妻木彦右衛門の長崎奉行在職時期から、万治三(一六六〇)〜寛文二(一六六二)年頃と推定できる。

鶴崎において発見されたキリシタンは、穿鑿のため長崎へ送られることになる。長崎に召喚される以前に、熊本藩が行っていた取り調べ内容と、今回の七人の供述が異なっていたため、熊本で再度穿鑿することになった。彼らはキリシタンであったことを長崎で白状し、そのうえ、キリシタン類門の訴人をし、自らも転宗して命を助けられた。長崎では、訴人になったことにあわせて転んだこともあって、助命となったのである。

一方、熊本藩側としては、供述を偽った者は不届きであるので誅伐を申付けたいと考えていた。しかし公儀(幕府)より命を助けられているため、これは申付け難いとしている。その旨を竹内七郎右衛門尉と道家次右衛門尉が、長崎奉行の妻木彦右衛門に伝えたところ、公儀としては偽りを申した事実はあっても、類門訴人を行い、さらには改宗したこと、そして、今後もキリシタンがいたならば報告すると誓ったために命を助けることにしたと判断理由を明らかにした。

一揆直後のキリシタンへの取り締まりは、熊本で捕らえたならば現地で糾明し、その処遇を幕府に伺うという形であったが、万治年間には、キリシタンは長崎へ送られ、処遇までを公儀が決定して、その身柄を熊本(鶴崎)へ戻すという手続きになっている。最終的な処遇も、公儀に意見することは認められていても、長崎において決められた判決は覆ることはなかった。つまりこの時点で、熊本側ではキリシタンの穿鑿を行えるものの、基本的な処分決定権は長崎奉行にあり、公儀の専権事項であったことを示している。この権力関係は、延宝五(一六七七)年には明文規定され、長崎奉行は九州内でのキリシタン探索権をいっそう強固にしていた⁴¹⁾。

他方、長崎奉行からキリシタンを転ばせるよう指示を受け、熊本藩が改宗を請負うことがあった。例えば、万治年間の沢村宇右衛門書簡(長岡監物ら家老衆より沢村宇右衛門宛て)によれば(前略)則与兵衛様・彦右衛門様を被仰下候通ニ、於爰元影を踏せ、誓紙等申付、其上ニ而鶴崎ニ罷居申候銘々旦那坊主を召寄引合、弥別条無之とて其在所へ差返(後略)とある⁴²⁾。これは、長崎奉行黒川与兵衛と妻木彦右衛門からの指示をうけて、熊本藩が対応したものである。キリシタンを転ばせる際に、影踏(絵踏)を行い、誓詞を申付けている。そして、鶴崎にいるそれぞれの檀那寺の住職を呼び出して、彼らと引き合わせ、問題がなかったら在所へ差し返すとある。前述してきたように、一揆直後にはキリシタンでないことを確認する際にはみられなかった影踏がここで行われていることがわかる。万治三(一六六〇)年にはキリシタンではないという証拠を示す行為として影踏が定着、制度化したといえる。

4 寛文年間における熊本藩キリシタン類族の監視実態

熊本藩の類族改を示すものに、寛文一三（一六七三）年七月五日付の「志村方邪宗門之由ニ而被召捕候者共諸親類付改御帳」がある。これは豊後地方ではあるが熊本藩の領地となっていた高田庄志村のキリシタン類門改の帳冊である。志村で庄屋をつとめる作右衛門が差出人となっており、その内容について高田半右衛門が相違ないという旨を証明している。この高田半右衛門は、高田手永の惣庄屋と考えられる。宛所は齋藤勘助、木田孫兵衛、中川梶右衛門であり、齋藤は寛文一三年の時は物奉行、中川は明暦二（一六五六）年時点で触頭であったということがわかっている。そこで寛文一三年の類族改を示すと次のようになる。

【史料10】⁴³

「表紙」

「

寛文十三年

志村方邪宗門之由ニ而被召捕候

者共諸親類付改御帳

七月五日 と四拾七

」

志村平兵衛

- 一 志村平兵衛、生所豊後国大分郡高田庄志村之者ニ而御座候
- 一 右同人年六十七歳
- 一 右同人宗旨ハ豊後国大分郡高田庄鶴崎町法花宗法心寺旦那ニ而御座候
- 一 右同人寛文四年七月十九日ニ長崎江被召捕に、今戻リ不申候
- 一 右同人父親志村吉左衛門、生所志村之者ニ而御座候、五十七年以前ニ病死仕、年相知不申

候、宗旨ハ鶴崎町法花宗法心寺旦那ニ而御座候

一 右同人母親、生所豊後国大分郡戸次庄御公領清田村之者ニ而御座候、三十一年以前ニ病死仕、年相知不申候、宗旨ハ豊後国海士邊郡大佐井郷横田村浄土真宗長光寺旦那ニ而御座候

(中略)

志村与右衛門女房

一 志村与右衛門女房、生所豊後国海士邊郡大佐井郷大西村之者ニ而御座候

一 右同人年五十六歳

一 右同人宗旨ハ豊後国大分郡高田庄志村禅宗極楽寺旦那ニ而御座候

一 右同人寛文八年九月六日ニ熊本江被召捕、籠内ニ而病死仕候

(中略)

右之者共、生所・年・宗旨寺、并諸親類縁者付、相改相違無御座御帳指上ケ申候、以上

志村庄屋

作右衛門[㊦]

寛文十三年七月五日

右類門親類縁者付委細ニ

吟味仕無相違書上ケ申候以上[㊦]

高田半右衛門殿[㊦]

齋藤勘助殿

木田孫兵衛殿

中川右衛門殿

この史料は、貞享四(一六八七)年に出された類族改令以前のものである。キリシタン本人に加え、親族の名前、生所、没年(年齢)、死因、宗旨、檀那寺が記されている。記述されているキリシタンが、どういった経緯で召捕らえられたかについては定かではない。しかし、万治三(一六六〇)年の豊後崩れを契機として、豊後地方では万治・寛文期にキリシタンの検挙が多く行われている⁴⁴⁾。【史

料10】も、豊後崩れと関連しているものと考えられる。

キリシタン本人である志村の者平兵衛は、生まれは豊後国大分郡高田庄志村である。年齢は六七歳で、宗旨は豊後国分郡高田庄鶴崎町にある法花宗の法心寺である。「邪宗門之由」で長崎で召捕らえられており、いまだ志村に戻ってきていない。さらに、平兵衛の父親である志村の者吉左衛門について記述がある。生所は志村であり、五十七年以上前に病死しており年齢は不明、宗旨は鶴崎町の法花宗法心寺である。

平兵衛の母親以下の者については次に掲げる表のようになる。

【表1】

平兵衛類門							番号	関係	名前	所在	生国	歳	宗旨	備考
7	6	5	4	3	2	1	本人	平兵衛			豊後国大分郡高田庄志村	67歳	豊後国大分郡高田庄鶴崎町法花宗法心寺	寛文四年七月十九日二長崎江被召捕に今戻り不申候
娘	娘	子	女房	母	父			吉左衛門			志村	57年以前に病死	鶴崎町法花宗法心寺	
		龜藏									豊後国大分郡高田庄鶴村	9年以前に56歳で病死	鶴崎町法花宗法心寺	
											豊後国海士邊郡大佐井郷横田村清左衛門女房	24歳	鶴崎町法花宗法心寺	寛文十一年八月五日二類門之由二而熊本江被召捕に今戻り不申候
											豊後国海士邊郡大佐井郷政所村庄三郎女房	35歳	鶴崎町法花宗法心寺	
											志村			

平兵衛類門												
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
姪	姪	姪	姪	甥	小舅	伯父方	伯父方	舅女	舅	姉	兄	娘
かめ	すて	いせ	まん	九郎右衛門	又左衛門				又三郎		喜左衛門	
志村	里村 白杵御領小佐井	鶴村	御公領門田村	御公領門田村	鶴村	豊後国海士邊郡 佐賀郷久原村次 郎右衛門女房	九郎女房 御公領門田村新	鶴村又三郎女房	鶴村	豊後国大分郡高 田庄御公領門田 村庄七女房	里村 豊後国海士邊郡 白杵御領小佐井	豊後国大分郡高 田庄上徳丸村庄 右衛門女房
志村	里村	鶴村	門田村	門田村	鶴村	鶴崎	鶴村	鶴村	鶴村	志村	志村	志村
48歳以前に 病死	37歳	19歳以前に 病死	11歳以前に 病死	62歳	65歳以前に 病死	47歳以前に 病死	19歳以前に 病死	27歳以前に 病死	20歳以前に 病死	46歳以前に 病死	8歳以前に 病死	27歳
宗長光寺	横田村浄土真 宗明蓮寺	白杵御領小佐 井里村浄土真 法心寺	鶴崎町法花宗 森町村浄土真 宗專相寺	森町村浄土真 宗專相寺	横田村浄土真 宗長光寺	白杵御領小佐 井里村浄土真 宗明蓮寺	白杵御領森町 村浄土真宗專 相寺	鶴崎町浄土真 宗福正寺	鶴崎町浄土真 宗福正寺	領森町村浄土 高田庄白杵御 豊後国大分郡	真宗明蓮寺 佐井里村浄土 郡白杵御領小	法花宗常仙寺 高田庄常行村 豊後国大分郡
				万治四年八月 二長崎江被召 捕候								

与右衛門女房類門								
29	28	27	26	25	24	23	22	21
小舅	舅女	舅	子	子	夫	母親	父親	本人
藤左衛門		勘七	仁右衛門	喜兵衛	与右衛門		喜三郎	与右衛門女房
志村	志村勘七女房	志村	志村	志村	豊後国大分郡高田庄志村	大西村喜三郎女房	大西村	
志村	豊後国海士邊郡佐賀郷久原村	志村	志村	志村	志村	大西村	大西村	豊後国海士邊郡大佐井郷大西村
69歳		35歳以前に病死	40歳	42歳	65歳	28年以前に50歳で病死	56年以前に病死	56歳
志村禪宗極楽寺	志村禪宗極楽寺	志村禪宗極楽寺	志村禪宗極楽寺	志村禪宗極楽寺	志村禪宗極楽寺	大佐井郷横田村浄土真宗長光寺	豊後国海士邊郡大佐井郷横田村浄土真宗長光寺	豊後国大分郡高田庄志村禪宗極楽寺
								寛文八年九月六日ニ熊本江被召捕籠内ニ而病死仕候

この史料によると、熊本藩では全国的な類族改の実施以前から、領内の類族に関して詳しく調査をしていることがわかる。これはキリシタン本人が捕えられたあと、熊本藩が独自で親族を調査したもので、類族改の先駆的なものと位置付けられる。

平兵衛類門は三親等まで、与右衛門女房は二親等までが穿鑿対象となっていることも確認できる。元禄八（一六九五）年に出された幕府の類族改令においても子孫が女性であれば監視する代が短くなっていることが指摘されているが、【史料10】でも同じ傾向にある⁴⁵。さらに、女性は平兵衛の姪のみ名前が記され、他の者は旦那や父親の居所とともに、関係が記載されている。宗旨に関してみ

ると、父・夫と母・女房の宗旨が異なっていることが確認できる。さらに、記載されている者たちのほとんどがすでに亡くなっている。【史料10】の作成にあたり、これらの情報は寺檀制度を基盤とし、提供された情報であると考えられる。

【表1】⑤の龜藏は、寛文十一年に、キリシタン宗門であるとして、熊本に捕えられている。長崎の穿鑿で類門の訴人が出た場合には、長崎より情報が入り、熊本藩が捕らえているということがわかる。

史料のなかで、キリシタン本人は長崎で捕らえられているという記述もある。一揆からしばらく経った寛永二〇（一六四三）年以降は、宗門改役指導のもと、重要なキリシタンを各藩で捕えさせ、その後、江戸へ送っていた⁴⁶。しかし寛文年間になると、九州のキリシタン取締りに関してはすでに長崎奉行の管轄として制度化されたため長崎にて捕えられているということがわかる。

おわりに

宗門改や類族改は、幕府の全国的な法令発布以前より諸藩によって行われていた。熊本藩もそのひとつで、寛永一一（一六三四）年には、宗門改の実施が確認できる。さらに、島原天草一揆において熊本藩は幕府と度々連絡を取りながらキリシタンの処分を含む戦後処理にあたっており、こうした経験が、宗門改制度を核とした幕府のキリシタン政策に大きく影響を与えたと考えられる。

熊本藩が実施した宗門改や類族改は、先駆的なものであり、幕府による全国的な制度を確立させるための重要な材料でもあった。全国からキリシタンに関する情報が集まる中、幕府は熊本藩を含めた諸藩のキリシタン政策から有用な策を採用し、その結果、俗請から寺請へと転換させた寺請制度を確立しながら、宗門改を制度化させていった。

また、その他の藩のキリシタン対策が未成熟のなか、井上筑後守政重はキリシタンが潜伏できるか否かはその藩主の取り締まり方によると発している⁴⁷。これはキリシタンの一次搜索を各藩に委任する一方で、藩にとっては大きな重圧になっていた。宗門改は実際に本人と寺院によってキリシ

タンではないという証明をとるものであり、極めて明瞭なキリシタン対策として各藩で導入されていった。幕府のこうしたキリシタン禁教政策は、熊本藩をはじめとする対応とその実績から「公儀」の施策として実施していったのである。

〔註〕

- 1 大橋幸泰『潜伏キリシタン 江戸時代の禁教政策と民衆』(講談社、二〇一四年)四八―四九頁。
- 2 五野井隆史『日本キリスト教史』(吉川弘文館、二〇〇〇年)二二二頁―二三二頁。
- 3 村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』(文献出版、一九八七年)。
- 4 村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』前掲書、七三頁。
- 5 沖浦和光『宣教師ザビエルと被差別民』(筑摩書房、二〇一六年)。
- 6 速水融『歴史人口学研究 新しい近世日本像』(藤原書店、二〇〇九年)。
- 7 姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』(国書刊行会、一九二六年)二四一頁―二四七頁。
- 8 佐藤晃洋『臼杵藩におけるキリシタン禁制政策確立後の文書』(天分県地方史)第二七号 二〇一六年)。
- 9 片岡弥吉『日本キリシタン殉教史』(時事通信社、一九七九年)五一―五二頁―五三頁。
- 10 大橋幸泰『潜伏キリシタン 江戸時代の禁教政策と民衆』前掲書、四五頁。
- 11 『峇北町史』(峇北町、一九八四年)二七八頁―二八〇頁。
- 12 上田家所蔵資料「高浜村御門徒人数付之帳控」。
- 13 『峇北町史』前掲書、二七八頁。
- 14 土井忠生他編訳『邦訳 日葡辞書』(岩波書店、一九九五年)「魔法」の項に「Tenguno nohi(天狗の法、悪魔の教法」とあり。「天狗」の項に「Temo inu(天の狗)、悪魔」とあり。
- 15 「切支丹并異国船記録」熊本大学寄託永青文庫資料 資料番号文一―下―四〇。
- 16 「切支丹并異国船記録」熊本大学寄託永青文庫資料 資料番号文一―下―四〇。
- 17 東京大学史料編纂所『大日本近世史料 細川家史料』十八(東京大学史料編纂所、二〇〇二年)九八―三四三頁。
- 18 神田千里『島原の乱の実像』(『栃木史学』第二七号 國學院大學栃木短期大学史学会、二〇一三年)。
- 19 「覚」熊本大学寄託永青文庫資料 資料番号一四―二―二一―四。
- 20 「部分御旧記」軍事部十一(『熊本県史料』近世篇第三 一九六五年)二七二頁―二七三頁。喜四郎については、喜四郎女とともに捕えられていたが、牢にて死亡していることがわかる。女についてはもう一度穿鑿が行なわれ、最終的にキリシタン容疑は晴れている。
- 21 藤田覚『近世史料論の世界』(校倉書房、二〇一二年)。
- 22 藤田覚『近世史料論の世界』前掲書、二二頁―二四頁。
- 23 藤田覚『近世史料論の世界』前掲書、二七頁。
- 24 「愈以使者申入候先度一ツ書被心得御意之内」熊本大学寄託永青文庫資料 資料番号一四―二―二一―五。
- 25 統群書類従完成会『寛政重修諸家譜』(統群書類従完成会、一九六四年)第四卷四〇三頁に、寛永一五年三月九日、有馬から島原、富岡城を巡見して長崎に向かい、四月三日には小倉にいる旨記述あり。
- 26 「部分御旧記」前掲書、二七一頁―二七五頁。この他にも、熊本にて雇われていた口之津の者についても捕らえ、穿鑿を行なったことがわかる史料がいくつかある。それらによると、島原の者であるという理由で穿鑿されているようだが、キリシタンではない者については松倉所へ渡すかなどの伺いがなされている。

- 27 「穿鑿被 仰付四人之事」熊本大学寄託永青文庫資料 資料番号一四一—二二—二一。
- 28 大橋幸泰『検証島原天草一揆』(吉川弘文館、二〇〇八年)大橋氏は四郎の一族を一揆参加者らの処遇についても重視したのがキリシタンかどうかということであると、細川忠利が松平信綱・戸田氏鉄に充てた書状においてキリシタンであるか否かを吟味した結果を報告し判断をおおいでいることから、キリシタンの抑制がその拡大を防ぐもつとも有効な手段であると認識されていたと指摘している。
- 29 高柳眞三・石井良助編『御觸書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)六三二頁。
- 30 高柳眞三・石井良助編『御觸書寛保集成』前掲書、六三三頁。
- 31 高柳眞三・石井良助編『御觸書寛保集成』前掲書、六三三頁。
- 32 統群書類従完成会『寛政重修諸家譜』前掲書。青木遠江守は寛文二(一六七二)年、保田若狭守は寛文二(一六六二)年に御作事奉行に任命される。姉崎正治『切支丹伝道の荒廃』(国書刊行会、一九三〇年)では、作事奉行が宗門改役を兼ねる理由として、作事奉行の管轄である土木の中には、築城や道路河川を含むので兵事兵略に関係が深く、軍事上に重要であったこと、また島原天草一揆において一揆勢が原城に籠城し攻略が難航したことを挙げている。
- 33 村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』前掲書、六九頁。
- 34 大橋幸泰『潜伏キリシタン 江戸時代の禁教政策と民衆』前掲書、四八頁。
- 35 大橋幸泰『潜伏キリシタン 江戸時代の禁教政策と民衆』前掲書、四七—四八頁。
- 36 松崎範子『沢村文書』の概要と史料価値』『年報』第五号 熊本大学文学部附属永青文庫研究センター、二〇一四年)三五頁—四八頁。
- 37 森田誠一編『肥後細川藩の研究』(名著出版、一九七四年)九一—二七頁。このなかで、細川忠利の肥後入国初期の寛永期の役職を明らかにしたうえで、寛文年間の奉行所による集中支配体制、そして奉行から分離独立した郡方支配の延宝期までをI期としている。
- 38 『大分県史』近世編IV(二〇〇〇年)七二頁—七六頁。
- 39 熊本大学寄託永青文庫資料 資料番号二四—二七頁。
- 40 細川藩政史研究会『熊本藩年表稿』(一九七四年)。
- 41 安高啓明『新釈犯科帳 長崎奉行所判例集』(長崎文献社、二〇一一年)八七—八八頁。
- 42 熊本大学寄託永青文庫資料 資料番号二—三。
- 43 「志村分邪宗門之由ニ而被召捕候者共諸親類付改御帳」熊本大学寄託永青文庫資料資料番号二—一六—四〇。
- 44 姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』前掲書、二四二—二四三頁。
- 45 姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』前掲書、二九二—二九五頁。子孫が女性ならば監視が一代少なくなることについて、女性は嫁いで他家に入るため宗教関係が家を本位にしていた時代には当然であり、女性が信仰にはねばり強いという心理的事実は元禄頃にはほとんど考慮する必要がなかったと述べている。
- 46 大橋幸泰『潜伏キリシタン 江戸時代の禁教政策と民衆』前掲書、四七頁。
- 47 村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』前掲書、六一頁。大橋幸泰『潜伏キリシタン江戸時代の禁教政策と民衆』前掲書、四七—四八頁。

島 由季(しま ゆき) 熊本大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程

安高 啓明(やすたか ひろあき) 熊本大学大学院人文社会科学部准教授